

12月6日に特設なんでも相談所を開設

毎年12月4日から10日までは、「人権週間」です。この週間にちなんで、北見人権擁護委員協議会と釧路地方法務局北見支局では、次の日程で「特設なんでも相談所」を開設し、人権擁護委員が相談をお受けします。

費用は無料で、秘密は固く守られます。家庭や職場での男女差別や暴力、セクシュアル・ハラスメントの問題、子どものいじめや児童虐待の問題、高齢者・障がい者・外国人に対する差

別の問題など、日ごろ悩んでいることや困っていることを、この機会に気軽にご相談ください。

普段でも人権擁護委員の自宅および釧路地方法務局北見支局(北見市高砂町14番14号☎23-6166)で相談を受けています。

- とき 12月6日(木)13時～16時
- ところ 総合福祉センター相談室
- 相談担当者
人権擁護委員
白崎 照子さん 旭 町 (☎47-2274)
岩城 道尚さん 旭 町 (☎47-2962)

オンラインでらくらく

e-Tax (イータックス)

インターネットでご利用いただく前に

事前に電子証明書を取得してください。取得には住民基本台帳カード(住基カード)が必要です。住基カードをお持ちでない方は、役場町民課戸籍年金係で申請してください。

□住基カードの申請に必要なもの

- 運転免許証やパスポートなど官公庁発行の顔写真付き書類
- 写真1枚～縦45mm×横35mm、フチなし、正面、無帽、無背景で、6か月以内に撮影したもの。(写真付き住基カード申請の場合)

注：代理人が申請する場合は手続きに必要なものが異なりますのでお問い合わせください。
※住基カードを申請してから約2週間後に交付

できます。発行手数料として、住基カードは1,500円、電子証明書は500円が必要です。

パソコンで住基カードを使用するにはICカードリーダーライターが必要で、家電量販店やインターネットで購入できます。

e-Taxを利用して平成19年分または20年分(いずれか1回)の所得税の確定申告書を申告期限(平成19年分は平成20年3月17日、平成20年分は平成21年3月16日)までに提出する際に、本人の電子署名と電子証明書を送信した場合、所得税額から5,000円(その年分の所得税額を限度)を控除できます。

■問合せ

- e-Tax(国税電子申告・納税システム)は北見税務署(☎23-7151)
- 住基カードは町民課戸籍年金係(☎47-2203 役場1階 窓口1番)

国税電子申告・納税システム

住民基本台帳の閲覧状況

平成18年11月に住民基本台帳法が改正になり、市町村は住民基本台帳の閲覧に関する状況

を公表することとなりました。

これは、個人情報に対する意識の高まりに対応するため、今回は平成18年11月から平成19年10月までの閲覧状況を公表します。

閲覧日	閲覧申出者	委託者	利用目的	住民の範囲
平成19年1月17日	(社)新情報センター	内閣府大臣官房政府広報室	障がい者に関する世論調査	住所が東町で20歳以上の男女
平成19年2月14日	(株)ビデオリサーチ	日本たばこ産業株式会社	2007年全国たばこ喫煙者率調査	住所が穂波で20歳以上の男女
平成19年10月23日	(株)地域創造研究所	北海道知事政策部	平成19年度道民意識調査2	住所が末広町で20歳以上の男女

※住民基本台帳は、次の場合のみ閲覧することができます。

- ア 国または地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するため
- イ 統計調査、世論調査、学術研究のうち総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるもの
- ウ 訴訟の提訴その他特別な事情による居住関係の確認で営業目的でないもの
- 問合せ 町民課戸籍年金係(☎47-2203 役場1階 窓口1番)

税源移譲で所得税・住民税の制度が変わりました

所得税から住宅ローン控除額が引ききれなかった方

申告により、控除しきれなかった分は、住民税(所得割)から控除します

平成19年からの税源移譲で、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。今年の申告期限は平成20年3月17日までです。

平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方

申告により、すでに納付済みの平成19年度分の住民税額から税源移譲で増額となった住民税相当額を還付します

税源移譲で、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみ受ける方については、既に納付済みの平成19年度分の住民税から、税源移譲で増額となった住民税相当額を還付します。

申告期間は平成20年7月1日から7月31日までです。

平成17年1月1日時点で65歳以上だった方へ

住民税の老年人非課税措置廃止の経過措置がなくなります

65歳以上の非課税措置廃止に伴い、平成17年1月1日において65歳以上で合計所得金額が125万円以下の方に適用されていた経過措置(平成18年 $\frac{1}{2}$ 減額、平成19年 $\frac{1}{2}$ 減額)が、平成20年度以降なくなります。

住民税の地震保険料控除が創設されました

地震災害に対する個人資産の保全を促進し、将来的な国民負担の軽減を図る目的で、損害保険料控除が改められ、地震保険料控除が創設されました。

※平成18年末までに締結した長期損害保険料には、従前の損害保険料控除を適用する経過措置が設けられますが、短期損害保険料控除は廃止されます。

- 問合せ 町民課町民税係(☎47-2193 役場1階 窓口1番)

公共施設の年末年始休みのお知らせ

- 役場・教育委員会 12月29日(土)～1月6日(日)
- 公民館 12月29日(土)～1月4日(金)
- 図書館 12月30日(日)～1月4日(金)
- スポーツセンター・屋内ゲートボール場 12月30日(日)～1月4日(金)
- スキー場(ロープリフト) 12月31日(月)～1月3日(木)
- スケートリンク
- 居小リンク 12月31日(月)～1月3日(木)
- 訓子府幼稚園預かり保育 12月29日(土)～1月6日(日)
- くんねっぷ保育園 12月29日(土)～1月6日(日)
- ごみ収集業務 12月29日(土)～1月6日(日)
- 町内会、実践会ともに1月7日(月)から平常どおり収集業務を行います。ごみ収集カレンダーを確認し、必ず収集日の朝に出しましょう。
- 温泉保養センター 1月1日(火)
※12月31日(月)は18時で閉館
- 児童生活館 12月29日(土)～1月6日(日)
- 農業交流センター 12月27日(木)～1月7日(月)
- くんねっぷ歴史館 12月28日(金)～1月4日(金)